

かがやき手帳(個別の相談記録手帳)について

2011.4 秋田県教育委員会

1 保護者・ご家族の皆様へ

「かがやき手帳」は、乳幼児期から成人期まで、継続的な相談・支援に対応する資料として活用するものです。

母子手帳に挟み込み、地域の医療・教育・福祉機関、または「あきた総合支援エリア」の療育・相談機関に初めて相談される際にお持ちください。

2 かがやき手帳の使い方

- ① 保護者の方が、健康診断や巡回相談、医療機関の診療履歴と年代毎の特徴的な様子等を記録します。
- ② 地域やエリアの各機関の診療・相談を初めて受ける際にこの手帳をご提示ください。
- ③ 各機関は、必要に応じて、保護者の方の同意を得た上で、手帳に記載された機関に連絡を取り合います。
- ④ 診療・相談等が終了後、随時ご記入いただき、保護者の方が大切に保管してください。

3 その他

○ 同手帳の活用は、保護者の方の同意によります。活用されない場合でも、同手帳の内容を整理しておいていただき、各機関の担当者にお話しいただければ、的確で迅速な対応につながります。ご協力をお願いいたします。

○ 手帳の用紙が不足した場合には、次のホームページから用紙をダウンロードすることができます。手帳に挟み込んでご活用ください。

<http://www.pref.akita.lg.jp/tokubetu/>

* 各市町村が同様の手帳や支援シートを配布し、活用を進めている地域もあります。内容が重複するような場合には、地域の手帳や支援シートをご活用いただき、エリア内の各機関にお持ちいただいても結構です。

* 現在、県内の幼稚園・保育所等や小・中学校、高等学校、特別支援学校では、支援が必要な幼児児童生徒一人一人の「個別の教育支援計画」の作成を進めています。「個別の教育支援計画」は、幼稚園・保育所等や学校だけではなく、様々な機関の役割も明らかにして、一人一人の支援の内容を整理します。幼稚園・保育所等や学校の担任の先生に、同手帳をご提示いただき、「個別の教育支援計画」を作成する場合に活用することもできます。

－「かがやき手帳」活用イメージ－

